

1 知的障がい者、精神障がい者施策の充実をはかること。

- (1) 児童相談所を設置した以上、知的障がい児の施設受け入れは市の責任である。医療型入所施設は「ライフゆう」が誕生したものの、福祉型入所施設については、設置に向けた協議を進めること。また、県立三浦しらとり園の民間移譲を県は検討しているが、市としても責任ある立場から現状課題等を考慮して、神奈川県に対して意思表示すること。
- (2) 市は、平成26年10月1日以降に65歳以上で初めて障がい者の認定を受ける重度障がい者は重度障害者医療費助成制度の対象としないとした。この制度はもともと県の主導で創設されたが、県が、対象者をこのように狭めた後も市では一時期まで独自で助成を続けたことは評価する。しかし、以前のようにしてほしいとの要望が絶えない。日本共産党市議団は神奈川県へ施策を元に戻すよう求めている。本市も県に撤回を求めるとともに、市として以前の制度に戻すこと。
- (3) 精神障がい者は症状をコントロールしながら生活をしている。精神障害者保健福祉手帳を保持していても、医療費や交通費など必須の出費に負担がかかっている。重度障害者に支給されている月額 5000 円、中度障害者に支給されている月額 4000 円の重度障害者等福祉手当を5000円増額し、それぞれ 10000 円、9000円とすること。
- (4) 公共施設等の改修・新設においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき整備するとともに、施設の用途に応じて関係団体及び当事者からの意見に可能な限り対応できるようにすること。南体育館にエレベーターを、北体育館には空調設備の設置を進めること。

2 高齢者施策の充実をはかること。

- (1) 県内自治体では、補聴器の利用による日常生活でのよりよいコミュニケーションを確保し、高齢者の介護予防及び認知症予防を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的として、介護予防事業等や補聴器装用前後の生活状況の変化に関する健康状況調査への参加を要件に、高齢者の補聴器の購入(上限 2 万円)を助成している。本市でも制度創設を進めること。

- (2) 高齢者や一人暮らしの地域住民を支える生活支援を行う団体は、支え合いの地域づくりに欠かせない存在である。昨今の物価・燃料費高騰を鑑み、関係地域団体の意見をもとに活動費補助などの支援策の充実を講じること。

3 保育所の充実に尽力すること。

- (1) いまだに「保育園に入るのに苦勞する」という声を聞く。令和5年度に行っている待機児童解消施策の検証をして、待機児童ゼロを目指すこと。また、保育士確保のためにも、引き続き保育士の処遇改善に努めること。
- (2) 40年を経た公立保育園を年々激甚化する守るため、修繕で安全対策に取り組んでいることは評価する。しかし、公立保育園再編実施計画を念頭においた急場しのぎの一時的修繕では園児や保育者の安全が本当の意味で担保されているとは言い難い。抜本的な施設建て替えに着手すること。公立保育園再編実施計画自体を再考すること。

4 学童保育の充実をはかること。

- (1) 共同運営の学童保育について、全国で一番高い保護者負担を半額にすること。
- (2) 市単独補助(障がい児特別加算・ひとり親世帯利用料割引加算・多子世帯利用料割引加算など)を今後も継続して行うこと。
- (3) 専門職である常勤指導員を配置するために支援員の処遇改善等事業費を確実に予算化すること。
- (4) 施設の改修・移設など、環境整備への支援をすること。
コロナ禍のもと、学校が長期の休みの時期に拠り所となった経緯を体験した今、たくさんのこどもたちの安全を確保するために、助成に踏み切ること。
- (5) 保護者や指導員との意見交換を行い、学童保育の現状と課題を把握して、解決策を関係者とともに講じていくこと。

- 5 2つの市立病院をしっかりと地域医療の拠点とすることを主体的に取り組むのは本市の役割である。医師の招へいに尽力していることは承知しているが、いまだ結実せず呼吸器内科の入院再開には至っていない。指定管理者との連携

を密にし、早急に打開すること。

6 国民健康保険制度を充実させること。

- (1) 組合国民健康保険に対する事務費補助を増額すること。近隣都市、中核市と比較すれば本市は著しく低い。せめて、近隣都市並みにすること。令和2年度に70円から100円に増額となったことは評価するが、昨今の物価高騰を勘案すること。
- (2) 国民健康保険の未就学児の均等割り額が軽減されることになった。さらに就学児童にも適用するよう国に要望していくこと。本市独自にも施策として打ち出せないか研究していくこと。
- (3) 国民健康保険の資格証明書の発行についてはマイナンバーカードとの一元化で「資格確認証」なるものの発行が進められている。健康保険証をマイナンバーカードへ一元化することは止めるよう求めること。また、資格証明書の発行自体も受診抑制、ひいては健康と命に係わることなので止めること。

7 介護保険を充実させること

- (1) 政府は介護保険の利用料や保険料の負担増を検討している。これは健康寿命延伸の取り組みに逆行し、利用者や家族に自己負担を強い、事業者や地方自治体に困難を押し付けるものである。介護保険制度の利用者負担増の中止と、利用しやすく介護従事者が報われる制度への改善を国に求めること。
- (2) 介護施設や在宅介護における高齢者への虐待や死に至らしめるなど痛ましい事件が起きている。職員の勤務シフトや職場環境等の調査を行い、実態把握に努めること。また、ヤングケアラーと呼ばれる家事や介護などを行う子どもの実態も同様に把握して、適切な支援を行うこと。

8 生活保護を充実させること

- (1) 生活保護利用世帯を担当するケースワーカーの標準世帯数は80である。職員が心身ともにオーバーワークにならぬように、また、適切な研修に参加できるように1人のケースワーカーが年度途中で80を超えて担当するこ

とのないよう、引き続き整備すること。

- (2) 現在、生活保護申請には基本的に自動車を手放す方向になっている。しかし、今やテレビ、エアコンは所有が当たり前であるし、自動車についても必要不可欠なものとなりつつある。各家庭の事情をよく聞いたうえで柔軟に対応し自動車の所有を認めること。
- (3) 生活保護申請時の扶養照会をやめること。
扶養照会が申請の壁になっている。相談、申請の際に扶養照会を言われ、あきらめる方がいる。横須賀市福祉事務所の裁量権を発揮して、扶養照会を行わないこと。
- (4) エアコンがないか故障している生活保護世帯にエアコン設置、修理等の費用を助成すること。家屋の状況により最適な冷房設備の導入を促すこと。設置後の電気代を賄う(仮称)夏季加算の創設を国に働きかけること。上下水道料金を減免すること。
- (5) 物価高騰の中、現状の保護費では大変厳しく支給日前には食料が買えないなどの状況が広がる恐れがある。光熱水費の節約のためエアコンをつけない、風呂に入らないなど健康悪化につながる恐れもある。臨時的措置も視野入れ基本的な生活扶助費の増額を国に求めること。

9 こどもたちの教育環境を充実させること

- (1) 大楠幼稚園は2024年度末に廃園と決定したが、これにより行き場を失う子どもがいるならば、廃園決定を撤回すること。
- (2) 義務教育において教材費などが保護者負担となる中で生活保護基準の1.5倍の就学援助はなくてはならないものとなっている。物価高や賃金格差のもとでこどもにしわ寄せがいかないよう、1.5倍を引き下げず、就学援助を続けること。
- (3) 令和3年度の市内不登校児童生徒は937人となっており、児童生徒個別の様々な事情を踏まえながら、学習機会の支援をすることが必要である。多様な学習の場を提供するフリースクール等民間施設の需要が高まっている

が、利用料金が割高となり利用できない家庭が多い。一方で施設運営者は乏しい補助金で不安定な運営を強いられており、学習機会確保のために支援が必要である。学校現場への支援を引き続き行うとともに、フリースクール等民間施設の利用料や、自宅学習、また施設運営者に対する経済的支援制度を確立すること。

- (4) 「国旗」「国歌」の強制は全体主義につながり教育の目的に反している。憲法で保障されている内心の自由はいかなる場合でも守られなければならない。児童・生徒や教職員への強制は慎むこと。
- (5) 中学校で実施している職場体験学習において、一部中学校では自衛隊施設での体験が行われている。国際情勢が緊迫する中で自衛隊の任務は大きく変容している。軍隊化に歯止めがかからない現状で、中学生に自衛隊施設を体験させることは、戦争に教え子を駆り立てた戦前の教育を想起させる。児童・生徒には憲法の人権や国際主義を学ぶ環境を整えなければならない。職場体験学習として自衛隊施設を選ぶのを止めること。
- (6) 全国の自治体で給食の無償化が広がっている。特にコロナ禍と物価高騰の中で、範囲を限定しながら導入した自治体が多い。政府はこども未来戦略方針を閣議決定し、少子化対策として学校給食費の無償化を実現するために各自治体の調査を始めるとしている。給食無償化により、給食費の負担に伴う格差や不平等の解消、経済的負担の解消、教職員の負担軽減が期待できる。物価高騰により、こどもの貧困や格差が広がっている。給食無償化をできるだけ早く実施すること。
- (7) 小学校の35人以下学級が完全に実施できるように教職員を確保すること。中学校においても35人以下学級が実施できるよう、国や県への働きかけること。
- (8) GIGA スクール構想に伴いネットワーク環境の整備が進められているが、電磁波による健康被害が生じないように対策をすること。感受性は個人差があるため、過敏な児童生徒や親は教室内の電波測定値を必要としている場合がある。電磁波への対応のためにも一般的な測定器による計測を行うこと。
- (9) 猛暑により野外での体育授業を制限する事態が各地で起こっている。また

学校体育館は災害時の避難場所ともなることから、冷暖房設置の検討を進めること。

- (10) 給食室において、冷房や送風機を導入するなどして職場環境の改善を図ること。
 - (11) 憲法26条で義務教育は無償だとしている。しかし教材や修学旅行などに費用がかかり、多子世帯などを中心に負担が大きくなっている。就学援助制度の対象外の家計であっても、児童生徒本人が負担やしわ寄せを感じるケースもある。私費負担としている費用を見直し、公費負担の項目を増やしていくこと。
 - (12) 市立中学校及び高等学校のみならず、市立小学校及び特別支援学校についても、生理用品の全校設置を促すこと。
- 10 直接来庁せずともオンラインで審議会、協議会等が傍聴できるしくみの確立のためピッチをあげること。音響など機材等の整備、参加者の合意形成に努力すること。
 - 11 市長記者会見をリアルタイム動画配信すること。会見録を迅速にホームページにて公開すること。
 - 12 令和4年度における横須賀市のマイナンバー制度の支出は約4300万円だった。本来は国の制度であり、自治体負担をなくすために補助ではなく、国庫支出金ですべて賄うよう国に強く求めること。また、問題点が指摘されている健康保険証との連動は止めるよう国に要望すること。
 - 13 FM 戦略プランは各論に入り、具体的な施設についてその利用者のご意見と市の方針に大きな乖離が生じている。施設の統廃合という観点に終始するのではなく、地域づくり、まちづくり、居場所づくりの観点で住民と一緒に住民協働の視点を重視して進めていくこと。
 - 14 本市は自衛隊から18歳、22歳の青年の個人情報の提出を求められ、「自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報に関する資料」を提供している。日米安保条約の下、2022年に閣議決定された安保3文書により、外交よりも軍事力を重視した国際方針が打ち出され、自衛隊の任務も大

きく変容するとみられている。自衛隊内でのハラスメントなど違法行為も多発しており憲法との乖離がはなはだしい。このような背景のもとで志願者が減っていることはこうした状況への無言の抗議であり、過酷で道理のない任務に本市の青年を紹介するような行為は彼らへの人権侵害である。令和3年2月に防衛省及び総務省より「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報(氏名、住所、生年月日及び性別をいう。)に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。」と通知があったが、自衛隊法第97条の「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」は個人情報を提供する根拠にはならない。自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」とあるが、ここでいう「資料の提出」とは120条の前後でうたわれている条文を考えれば、個人情報の提出を指しているものではない。たとえ国の機関に提出するとはいえ、個人情報保護が優先されるのは当然であり、地方自治体は住民の立場に立って事務を行うべきである。したがって、自衛隊への名簿提出を中止すること。また同名簿からの除外申請を受け付けること。

15 防災・減災施策の充実をはかること

- (1) コロナ対応など行政サービスの多様化に伴い、市民サービスの質と量を下げないことが求められている。これ以上の職員削減は止めること。
- (2) 避難所運営委員会により避難所運営マニュアルの改善がなされ、要配慮者への合理的配慮が盛り込まれている。身体、精神、知的などの障害を持っている方々も防災訓練に参加できるように啓発を進めること。
- (3) 「大規模災害時等における公共施設の給排水設備の工事等に関する覚書」を実効性のあるものにすること。施設の図面等の情報提供や開示など、速やかに共有できるよう指定管理者や委託業者にも周知・調整のうえ、徹底すること。
- (4) 核燃料工場 GNF-J は、市民に不安を与えている。昨今、異常気象により1時間あたり100ミリという豪雨も起こっている。工場の浸水防止対策を把

握するとともに、十分な防災体制や防災訓練を確立すること。放射性物質の処理について国や県に法整備を働きかけること。

- (5) 原子力災害時に感染症対策や熱中症予防が難しいことが浮き彫りになっている。原子力防災訓練の際には、これらの課題を踏まえ、実効的な訓練とすること。また原子力災害の防災の難しさを直視し、原子力艦船や核燃料工場そのものの立地を見直す方策を始めること。

16 「ゼロカーボンシティ宣言」の具体的施策を充実させること。

- (1) 二酸化炭素を出来るだけ減らしていく暮らし方を提唱することはもちろんのこと、さらに自然エネルギー推進についても研究していく段階に入っている。福島原発事故を経て全国には積極的に脱原発を表明している自治体も少なくない。「ゼロカーボンシティ」を宣言した本市はさらに脱原発の立場も明確に表明し、自治体として、「ソーラーシェアリング」など再生可能エネルギーの導入を行い、エネルギーの地産地消を推進すること。
- (2) みどりの保全と創造につとめ環境や景観にすぐれたまちづくりに引き続き取り組むこと。昨今の斜面地へのメガソーラ設置の問題、台風、豪雨災害による土砂崩れとも関連する問題だ。早急にルール作りを検討すること。
- (3) 温暖化の影響により、農作物の品質低下や収穫量の減少といった影響を調査・把握すること。高温・集中豪雨・年間降水量の増加など実態を聞き取り、生産者が望む技術的支援や財政支援策に取り組むこと。また、燃料費や資材費などの高騰による影響も深刻であり、農業従事者の現状把握に努めること。
- (4) 一般家庭向けの住宅への断熱改修の補助について研究し、市営住宅の断熱改修に足を踏み出すこと。

17 都市の整備を充実させること

- (1) 長沢 2 丁目の京急踏切付近の竹林は、住民要望を受けた事業者により 10 月に伐採され、周辺環境の向上が図られた。一方、野比 1 丁目(五明山入口)京急踏切付近では、民間事業者によるコンテナボックスにより、見通しが悪いという付近住民の声がある。安全対策を重視した観点から、長沢2丁目、

野比1丁目(五明山入口)の京急踏切を拡幅すること。

- (2) アスベストの解体工事における法改正が波状的に行われてきた。今後、数年間にわたって、解体工事がピークとなる。設計図書を念頭にアスベストはないと見込んでいても、いざ解体した際にアスベストが見つかるケースも散見されているため、事業者の調査が重要となる。引き続き、近隣住民への周知、事業者への指導を徹底すること。
- (3) コロナ禍以降、自宅で過ごす時間が増えた人は多い。昨年度から実施した高齢者住宅リフォーム助成制度は、国の交付金をもとに今年度までとしているが、市内経済活性化のきっかけとして、事業者に喜ばれ、修繕して貸家にするということを奨励し、出来るだけ空き家にしない手立てとしても有効である。経済波及効果が大きい住宅リフォーム助成事業を、引き続き継続すること。ゼロカーボン施策と合致した断熱改修の施策をメニューに入れるなど充実を図ること。
- (4) 商店街振興のために引き続き関係者の意見を直接聞き施策に反映させること。街路灯のLED化を早急に完了させること。
- (5) 横須賀市は半島という地域事情から平地が少なく、鉄道路線が移動手段として限られる地域が存在する。交通事業者による鉄道・バスなどの路線維持及びタクシーなど地域公共交通の維持・継続に努めること。また、自治体独自のデマンド交通などの施策を関係機関と連携して導入検討を進めること。

18 上下水道施策を充実させること

- (1) 公道に個人住宅用の水道管を敷設する場合は、個人への助成というスタンスから一歩進み、給水者の責任で敷設すること。また、助成費用を 4/5 から全額補助するように検討すること。

19 漁港の整備に尽力すること

- (1) 長井5丁目から6丁目にまたがる漁港は、台風の通過に伴い高潮・越波の影響を受け、漁船や漁具等の散乱など被害が大きい砂浜の漁港である。通年行われている地元漁業関係者によるゴミの回収や景観環境の維持・保全の

支援をはじめ、他の漁港と同様の整備をすすめること。

- (2) 北下浦や西地域の漁港環境施設において、雑草などの管理が不十分な点が見受けられる。適切な維持管理に努めること。

20 日米安保・日米地位協定、旧軍港市転換法、核兵器廃絶に関連する施策について以下に要望する。

- (1) 重要土地利用規制法が全面施行となったが、本市はこれまでのところ注視区域又は特別注視区域のいずれも指定されていない。国と情報交換し、もし指定があった場合は市民に対象地域を明らかにし、市として説明会を行い、市民の不安払拭に答えること。市民に不利益となるようなことに対しては国に対して拒否すること。
- (2) 本市は「核兵器廃絶・平和都市」宣言をしている。「平和中央公園」はモニュメントを中心に世界平和を発信している。市長も過去に被爆者と懇談をし、平和への思いを共有した。核兵器廃絶・平和都市横須賀市の市長として「ヒバクシャ国際署名」への賛同の態度を示すこと。
- (3) 米軍基地があることで、広大な水域を本市が使用できないことは大きな損失である。横須賀市の経済発展を真剣に考えるならば、米軍基地はいらない。米軍基地の返還を強く国に求めること。
- (4) 米軍基地の「可能な限りの返還を要請する」のが本市の立場である。そのために当該の陸域、水域、施設に対して、米軍の運用の有無等現状を把握する必要がある。長井住宅跡地の通信施設も含めた米軍基地、横須賀港の漁業制限水域、相模湾の原潜行動(訓練)区域について確認し、米軍、防衛省と認識を一致させること。
- (5) 原潜の入港が事前に通告されないことは異常なことである。国に対し解除の要請を行うこと。解除できない理由を明らかにさせること。
- (6) 浦郷弾薬庫は周辺住民の安全安心を脅かしている。日米が一体となった浦郷地区の弾薬積込み、積出は大変危険である。中止するよう国に求めること。

- (7) 浦郷の新棧橋の建設に伴う市水域の提供は、「可能な限りの基地の返還を要請する」市の姿勢と矛盾している。市水域の提供は中止すること。
- (8) ヴェルニー公園前のしゅんせつ工事を許可することは米軍基地の拡張につながり、市の姿勢と矛盾する。また拡張により米艦船が大型化する恐れがあり、景観やまちづくりに悪影響を及ぼす。しゅんせつ工事の許可を中止すること。
- (9) 政府がアメリカから購入する400発のトマホークの一部は本市防衛施設に配備される恐れがある。市民の安全を重視し、情報収集し市内への配備を阻止すること。
- (10) 本市では、現在遊休地となっている大矢部弾庫跡地を国から譲与を受けて、民間事業者の自由な発想のもと、敷地のポテンシャルや周囲の地域の魅力を最大限に生かした活用を目指している。危険がなければ市民も調査に加えるなど、地域住民とともに、跡地利用のプランを練ること。旧日本軍の施設だった経緯も踏まえ、国に対してもインフラ整備などに対する補助を、求めていくこと。
- (11) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」は原子力発電所の防災対策からみれば、同じ原子力を扱うに足らない不十分なものになっていると言わざるを得ない。これでは市民の安全安心を守る実効性あるものとは言えない。これで良いなどと思わず、あらゆる想定をし、近年のコロナ感染症や熱中症の観点からも真に実効性あるものへと再検討を要求すること。
- (12) 日米合同訓練は初動対応の情報伝達の間として回を重ねてきた。人の動き、情報の流れなど様々なシミュレーションを経験してきた。今後はこのような情報伝達に加えて、市民参加の避難誘導、医師、薬剤師参加のヨウ素剤配布訓練、介護施設等災害弱者と言われる方々の参加と連動し、さらに実効性あるものへと磨きをかけていくことが必要である。総合的訓練へのステップアップをしていくこと。
- (13) 米軍基地内のPFOS等有機フッ素化合物の流出が大きな問題となっている。粒状活性炭のフィルター設置で終わりではなく、徹底的な原因究明が求められる。基地内の一部の施設だけではなく、すべての貯水施設、排水施設の調査、土壌汚染の有無等を徹底的に行うこと。立ち入りは行ったが

不十分であり、再度しっかりと調査し市民に公表・報告すること。また、日米地位協定・環境補足協定の改定を国に求めること。

(14) 米軍基地内ではごみの分別がおざなりだと聞いている。焼却の際のダイオキシン類等への対応はしっかり行われているのか。日本の大気汚染防止法との関係で矛盾はないか。しっかり調査すること。

(15) 近年も米軍人・軍属による事件事故が絶えない。公務内か公務外か、あるいは横須賀市内か横須賀市外か、窃盗なのか死傷なのか等によって抗議や要請行動に違いがあるのか。違いと言うのは口頭なのか文書なのか、対応するのが市長なのか、特命参与なのか、課長なのかという意味である。ルールを示すこと。

(16) 防衛大学校の式典時のジェット戦闘機の展覧飛行を中止するよう強く求めること。人口密集地上空の急旋回や爆音を轟かせる行動は言語道断である。ジェット戦闘機飛行は多くのCO2排出にもつながる。ゼロカーボンシティ宣言をした本市として時代錯誤の展覧飛行を中止するようしっかり求めること。

21 統一協会関連団体からの一切の要望を受け付けないこと。